

船舶事故調査報告書

平成24年11月29日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員負傷
発生日時	平成23年1月4日 13時40分ごろ
発生場所	島根県西ノ島西方沖 西ノ島町所在の三度埼灯台から真方位280° 9.5海里（M）付近 （概位 北緯36° 05.6′ 東経132° 45.3′）
事故調査の経過	平成23年9月12日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 111天祐丸 ^{てんゆう} 、19トン SN2-2866（漁船登録番号）、有限会社天祐丸 26.20m×4.49m×1.78m、FRP ディーゼル機関、809kW（動力漁船登録票による）、平成18年10月1日
乗組員等に関する情報	船長 男性 61歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成1年7月24日 免許証交付日 平成20年9月24日 （平成26年7月23日まで有効） 甲板員A 男性 52歳
死傷者等	重傷 1人（甲板員A）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長及び甲板員Aほか6人が乗り組み、平成23年1月4日、三度埼灯台から約10M西方の漁場に至り、ズワイガニのかにかご漁の操業を開始した。 本船は、長さ50m直径18mmのロープを160～170本つないで幹縄とし、幹縄の50mごとに長さ10.5m直径12mmの枝縄を90本接続して枝縄の先端に重さ約11.6kgのかにかご（以下「かご」という。）を付け、1回の出漁で計4回、かごの投入と巻揚げを行っていた。 本船は、4日13時20分ごろ、主機のクラッチを中立として船長が操舵室に、甲板員Aが右舷船首の巻揚げローラーのすぐそばに、甲

	<p>甲板員 4 人が横一列で船首甲板中央辺りに、甲板員 1 人が操作を行うために船員室区画壁右舷側にある巻揚げウインチのそばに、もう 1 人の甲板員が巻き揚げられた幹縄の整理のために巻揚げウインチの後方にそれぞれ位置し、約 2 ノット (kn) の前進速力で当日 3 回目となるかごの巻揚げを開始した。</p> <p>甲板員 A は、かごの巻揚げ中、船首ローラー真下の海中から揚がってくる幹縄、枝縄、かごの状態を監視し、船首甲板中央寄りの甲板員 4 人は、右舷側の 2 人が巻き揚げられたかごを幹縄から外して左舷側に移動させ、左舷側の 2 人が渡されたかごの中に餌を取り付けていた。</p> <p>本船は、13 時 40 分ごろ、三度埼灯台から真方位 280° 9.5 M 付近の漁場において、かごの巻揚げ中、かごを 10～12 個巻き揚げたとき、突然、枝縄の 1 本が切断し、ほぼ同じ頃、操舵室にいた船長は、船首ローラーのそばにいた甲板員 A がその場に倒れ込んだのに気付いた。</p> <p>船首甲板右舷側で作業に従事していた甲板員の 1 人は、甲板員 A を抱き抱え、船員室に運び込み、安静状態にするとともに操舵室の船長に事態を告げた。</p> <p>本船は、事態を関係者に連絡して残りのかごを漁場に放置し、主機の出力を一杯に上げ、約 20kn の全速力で帰途につき、15 時 05 分ごろ島根県隠岐の島町加茂漁港に帰港した。</p> <p>甲板員 A は、病院に急送され、治療を受け、診断書には、外傷性クモ膜下出血等の症状が記載されていた。</p> <p>(写真 1 船首ローラー、写真 2 事故発生現場 参照)</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 曇り、風向 北西、風力 1～2、視界 良好 海象：波高 1.5m</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船のかにかご漁は、11 月 24 日から翌年の 2 月 23 日までであった。</p> <p>本船は、船長が船内の安全担当者であった。</p> <p>船長は、本船がかにかご漁に従事する時期のみ、船長として乗船していた。</p> <p>本船の所有会社は、船長と乗組員にけがや海難を起こさないように指導し、船長にも安全担当者として乗組員を指導するように依頼していた。</p> <p>本船の乗組員は、全員が事故を目撃していなかった。</p> <p>甲板員 A は、本事故時、ゴム長靴、ゴム手袋、上下の合羽、野球帽を身に着けていたものの、ヘルメットと作業用救命衣を着用していなかった。</p> <p>船長は、甲板員 A が、切断した枝縄に足が絡まったか、スリップするかして転倒し、右側頭部を打撲したのではないかと思った。</p>

	<p>本船の乗組員は、全員が漁船を所有しており、かにかご漁の時期のみ甲板員として本船に乗船していたことから、船長の指導や指示が周知徹底しにくい雰囲気であった。</p> <p>本船は、19トンの漁船ではあるものの、大臣許可漁業であるズワイガニのかにかご漁業に従事していたので船員法が適用され、作業用救命衣等の使用が必要であった。</p> <p>船員法（抜粋） （安全及び衛生）</p> <p>第81条 船舶所有者は、作業用具の整備、医薬品の備付け、安全及び衛生に関する教育その他の船内作業による危害の防止及び船内衛生の保持に関し国土交通省令の定める事項を遵守しなければならない。</p> <p>2～4（略）</p> <p>船員労働安全衛生規則（抜粋） （船員の意見を聴くための措置）</p> <p>第十二条 船舶所有者は、船内における安全及び衛生に関する事項について、船員の意見を聴くため、船内において、適当な措置を講じなければならない。</p> <p>二 船舶所有者は、船内において安全又は衛生に関する委員会を設けた場合は、船長をその委員長とし、かつ、船員の選んだ委員を参加させなければならない。</p> <p>（船員の遵守事項）</p> <p>第十六条 船員は、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>1～2（略）</p> <p>3 船員は、第五十一条第一項、第五十二条第一項、第五十七条第一項、第六十六条第一項又は第六十八条第一項に規定する作業において命綱、安全ベルト又は作業用救命衣の使用を命ぜられたときは、当該命綱、安全ベルト又は作業用救命衣を使用しなければならない。</p> <p>（漁ろう作業）</p> <p>第五十七条 船舶所有者は、漁ろう作業を行わせる場合は、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>第一項の一（略）</p> <p>第一項の二 甲板上で作業を行わせる場合は、作業に従事する者に命綱又は作業用救命衣を使用させること。</p> <p>第一項の三～十一（略）</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p>	<p>不明</p> <p>なし</p> <p>不明</p>

<p>判明した事項の解析</p>	<p>本船は、三度埼灯台西方沖において、かにかご漁で投入していたかごの巻揚げ中、枝縄が切断した際、船首ローラー付近で海中から揚がってくる幹縄、枝縄、かごの状態を監視していた甲板員Aが転倒したことから、負傷した可能性があると考えられる。</p> <p>甲板員Aは、切断した枝縄が足元に絡み付いて転倒し、右側頭部を打撲した可能性があると考えられるが、本事故の後遺症で甲板員Aの口述を聴取することができず、また、目撃者もいなかったことから、甲板員Aが負傷した状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、三度埼灯台西方沖において、かにかご漁で投入していたかごの巻揚げ中、枝縄が切断した際、船首ローラー付近で海中から揚がってくる枝縄などの状態を監視していた甲板員Aが転倒したため、発生した可能性があると考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>本船は、本事故後、甲板上で作業に従事する場合には、必ずヘルメットを着用することを決定し、実行している。また、船舶所有会社の代表者は、安全担当者である船長と共に乗組員の安全意識高揚に向けて有効な指導を行うことを決定した。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全保護具を着用することや危険作業を回避することなどについて、乗組員の安全意識を向上させるための指導及び指示を適切に行うこと。 ・操業中、甲板上での作業に従事する場合には、必ず、ヘルメットを着用し、作業用救命衣又は命綱を使用すること。

写真1 船首ローラー



写真2 事故発生現場

